

我孫子市子どもの成長応援臨時給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価の高騰を踏まえ、習い事や体験活動などに係る経費の負担を軽減し、将来を担う子どもが豊かな成長につながる機会を得られるよう臨時的な給付措置として実施する我孫子市子どもの成長応援臨時給付金（以下「給付金」という。）の支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給要件)

第2条 この要綱に基づき給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、令和5年4月30日（以下「基準日」という。）において対象児童（次条第2項の規定に該当する給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者であって、主として当該対象児童の生計を維持しているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表の左欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して給付金を支給する。ただし、基準日後に支給対象者が死亡した場合において、既に当該支給対象者に対し当該対象児童に係る給付金の支給が決定されているときは、この限りでない。

(給付金の支給額及び対象児童)

第3条 給付金の支給額は、支給対象者が養育する対象児童1人につき、10,000円とする。

2 対象児童は、平成20年4月2日から平成29年4月1日までの間に出生した児童であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

(1) 基準日において本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 基準日において次に掲げる要件のいずれにも該当する者

ア 千葉県内の市町村（本市を除く。）の住民基本台帳に記録されていること。

イ 本市に居住していること。

ウ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者に養育されてい

る者であることその他の特段の事情があると市長が認める者であること。

(申請不要の支給の方式)

第4条 市長は、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当（同法附則第2条第1項に規定する給付を含む。以下「児童手当」という。）の令和5年5月分の支給を本市から受けている支給対象者（以下「一般支給対象者」という。）に対し、給付金の支給の申込みを行う。

2 一般支給対象者は、前項の申込みを受けた際、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、市長が別に定める日までに前項の規定による届出がないときは、速やかに給付金の支給を決定し、一般支給対象者に対し、給付金を支給する。

4 一般支給対象者に対する給付金の支給は、第1号又は第2号に掲げる方式により行う。ただし、一般支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り、第3号に掲げる方式により行う。

(1) 児童手当支給口座振込方式 児童手当の振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 前項の規定による給付金の支給決定までに、一般支給対象者が市長に指定口座を届け出た場合に、市長が当該指定口座に振り込む方式

(3) 窓口交付方式 市の窓口において現金で支給する方式

(申請による支給に係る申請受付開始日及び申請期限)

第5条 申請による給付金の支給に係る申請の受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 申請の期限は、令和6年2月29日までとする。

(申請による支給の方式)

第6条 申請により給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める我孫子市子どもの成長応援臨時給付金申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付の上、市長に申請しなければならない。た

だし、第2号に掲げる書類については、申請者の同意を得て市が保有する公簿等により確認することができるときは、これを省略することができる。

(1) 本人であることを確認できる公的身分証明書の写し等

(2) 第2条に規定する支給要件に該当することを証する書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、給付金の支給の可否を決定するものとする。

3 前項の規定により支給の決定を受けた者に対する給付金の支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り、第2号に掲げる方式により行う。

(1) 指定口座振込方式 申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口交付方式 市の窓口において現金で支給する方式

(代理による申請)

第7条 前条第1項の規定による申請は、申請者が指定した者その他市長が適当と認める者に限り、代理により行うことができる。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 支給対象者(一般支給対象者を除く。)から第5条第2項に規定する申請期限までに第6条第1項の規定による申請が行われなかった場合、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による給付金の支給決定(以下この項において単に「支給決定」という。)を行った後、市が把握する児童手当の振込時における指定口座(支給前までに指定口座の変更の届出を行っている場合にあっては、当該届出により変更した後の指定口座とする。)に給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、当該指定口座への振込みが、口座の解約、変更等の事由により令和6年3月31日までに完了できない場合は、当該支給決定の基となった贈与契約は解除され、当該支給決定は効力を失うものとする。

3 市長が第6条第2項の規定による給付金の支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書

の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和6年3月31日までに給付金の支給が完了できない場合は、当該支給の申請は、取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 給付金の支給を受けた者が給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件を満たさないことが判明したとき、又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたときは、市長は、当該給付金の支給を受けた者に対し、既に支給した給付金の返還を求めるものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、給付金の支給を受けた者に係る第9条に規定する給付金の返還については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第2条関係）

基準日後に支給対象者が死亡した場合（第2条第2項の規定により給付金を支給される者が、当該者に対して給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る対象児童に係る児童手当の支給を受ける者又はこれに準ずるものとして適当と認められる者
基準日の翌日から給付金の支給が決	左欄に掲げる中学校修了前の施設入所

<p>定されるまでの間に、対象児童が中学校修了前の施設入所等児童（児童手当法第4条第1項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。以下同じ。）であることを市が把握した場合</p>	<p>等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（児童手当法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者</p>
<p>基準日の翌日から給付金の支給が決定されるまでの間に、支給対象者からの暴力を理由に避難し、当該支給対象者と生計を別に行っている当該支給対象者の配偶者（現に対象児童を養育し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、当該対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が、市に到達した場合</p>	<p>左欄に掲げる当該支給対象者の配偶者</p>
<p>その他市長が必要と認める場合</p>	<p>支給対象者に準ずる者であって、給付金を支給することが適当であると市長が認めるもの</p>